

広域ごみ処理施設 整備ニュース

検討委員会の黒野委員長から
提言書が提出されました

去る3月29日、伊藤勝美五泉市長（協議会々長）へ検討委員会代表である黒野弘靖委員長（新潟大学工学部准教授）から、ごみの広域共同処理についての提言書が提出されました。これまで検討委員会を11回開催し、協議を重ねた結果をまとめたもので、この中で広域処理施設の整備にあたって以下の5つの基本理念が確認されました。また広域化に伴い、3市町でごみの分別区分などの統一を目指すことを提言しています。

～黒野委員長が会長に提言書を提出～



古紙やペットボトルなどの資源ごみの一部は、これまで民間施設等に処理を委託しているため、今後も同様に民間委託を継続するものとしています。なお、現在ごみの分別や資源化が進んでいる阿賀野市の京ヶ瀬・水原・笹神地区と同様に、五泉市や阿賀町でもプラスチック製容器包装や古着・古布などの分別収集

平成28年7月
第2号

【発行】

五泉市・阿賀野市・阿賀町
一般廃棄物処理施設
整備推進協議会
(五泉地域衛生施設組合内)
☎0250(43)3852
<http://gosen-eisei.jp>

施設整備の基本理念

1. 安心・安全で安定した施設
2. 環境に配慮した施設
3. エネルギーと資源の有効活用に配慮した施設
4. 地域に密着した施設
5. 経済性に優れた施設

に取り組みよう提言がありました。

しかし、各市町で収集されるごみ量などから収集運搬の効率性や資源化への効果等が見込めない場合には、新たな分別区分を検討する必要がありますが、住民負担も考慮した上で、検討することとしています。

可燃ごみの処理方式の選定については、施設整備の基本理念に基づき、焼却方式または溶融方式（灰や燃えかすをさらに高温で溶かす技術）のいずれかを選定し、ごみを焼却する際に発生する熱エネルギーを利用して



プラスチック製容器
包装の代表的なもの

サーマルリサイクル（発電など）の推進を図ることとしています。最終処分場の構造形式については、埋立作業等が気象条件に左右されず、住民が廃棄物を直接目にするのが無いクリーンなイメージを持つ、「被覆型最終処分場」を選定することが望ましいと提言しています。

なお、今後の課題としては、ごみ処理手数料の有料化の検討や、収集運搬業務において、新たな処理施設までの運搬距離の長距離化による各市町の経済的負担を考慮した上で建設候補地の選定を進める必要があることなどが確認されました。

（ウラ面に続く）

被覆型最終処分場の例



(手前)浸出水処理施設、(奥)埋立処理施設

埋立処理施設内部
【長岡市 栃尾最終処分場】

一般廃棄物処理広域化実施計画
(2年次)を策定しました

この計画書では、昨年度(1年次)の計画で整理した3市町の基本的事項を踏まえ、広域ごみ処理施設を整備するための課題を抽出し、本地域で整備する施設の規模や処理方式はどのようなものが最適かといったことや、3市町の課題を克服するための施策、環境保全方針や余熱利用などの提言を受けて、今後必要とされる施設の詳細等を検討しました。

将来(平成35年度以降)の3市町から排出されるごみ量を推

広域処理時におけるごみ処理主体等の一覧表

処理・種類区分		収集・運搬	中間処理			最終処分
市町名		全種類	可燃ごみ 粗大(可燃)ごみ	不燃ごみ 粗大(不燃)ごみ 資源ごみ	有言ごみ	焼却残渣 不燃残渣
五泉市		五泉市 (民間委託)	五泉地域衛生 施設組合	五泉地域衛生 施設組合 民間施設	五泉地域衛生 施設組合	五泉地域衛生 施設組合
阿賀野市	安田地区	阿賀野市 (民間委託)	五泉地域衛生 施設組合	五泉地域衛生 施設組合 民間施設	五泉地域衛生 施設組合	五泉地域衛生 施設組合
	京ヶ瀬・水原・ 笹神地区		五泉地域衛生 施設組合	民間施設	民間施設	五泉地域衛生 施設組合
阿賀町		阿賀町 (民間委託)	五泉地域衛生 施設組合	五泉地域衛生 施設組合 民間施設	五泉地域衛生 施設組合	五泉地域衛生 施設組合
広域処理施設		現行どおり	エネルギー 回収型廃棄物 処理施設	マテリアル リサイクル推進施設		一般廃棄物 最終処分場

計し、施設の規模について、焼却施設は1日当たり131t、リサイクルセンターは1日当たり13tの処理量を見込んでいます。また、最終処分場については、近年採用事例が多くなっている被覆型の処分場を考慮しており、埋立容量は6万3千³m(計画埋立期間15年)と見込んでい

ます。(このほか詳しい内容は、五泉地域衛生施設組合のホームページでご覧いただけます。)

これまでの経過と

今後のスケジュール

当協議会では、これまで建設候補地選定会議を開催し、施設の建設候補地の選定作業を進めています。建設候補地については3市町全域から公平で客観的な方法で抽出し、各候補地について土地利用状況や周辺状況、災害危険度などから評価を行いました。これらの評価結果を受けて、3市町の首長で構成される理事者会議で建設候補地の最終決定をします。その後、地元説明会を開催し住民合意を経て、施設の建設候補地を公表する予定です。

それと並行して、国から交付金を受けるために必要となる循環型社会形成推進地域計画を今

年度中に策定することとしています。この計画では、処理施設を新たに建設する場合には、地域のごみの排出を抑制するための施策や、リサイクル率の向上などの目標を定めて、3市町が広域的かつ総合的な施策として取り組み、ごみの減量目標を達成できるように検討する必要があります。さらに翌年度には、建設用地の取得手続き、測量・地質調査、環境影響評価等を実施し、地域住民の皆様には施設建設へのご理解をいただきながらごみ処理の広域化事業を推進していくこととなります。

◎循環型社会の形成とは?

大量生産・大量消費である社会のあり方や国民のライフスタイル自体を見直し、社会全体におけるリサイクル可能なシステムを確保することで、限りある天然資源の消費が抑制され、環境への負荷の低減が図られた社会のことです。